平成２２年（フ）第４１号
愛知県豊橋市山田一番町２番地３―101
債務者　麻布　典正
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２５号
三重県多気郡大台町下三瀬543番地１
債務者　松原　清人
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３号
香川県観音寺市観音寺町甲3344番地２
債務者　林　　鐵夫
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２０３号
盛岡市西仙北１丁目36番１―404号
債務者　中谷　麗子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２０６号
盛岡市西青山１丁目８番12―202号
債務者　坂本あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１号
福島県大沼郡会津美里町立石田字上台甲441番地、前住所福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下769番地の１
債務者　宗像　虎雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
福島県会津若松市天神町14番45号
債務者　丸山　喜則
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
群馬県太田市宝町194番地　宝泉市営住宅1447号
債務者　難波　利恵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９２号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉4225番地の12
債務者　鈴木　良一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９３号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉4225番地の12
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６５号
神奈川県平塚市横内2317番地の１
債務者　坂本　英樹
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９０号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1793番地15　高橋荘205
債務者　中川　勇二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９１号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1793番地15　高橋荘205
債務者　中川　友紀（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１７６号
新潟県村上市大須戸4033番地、前住所新潟県村上市南大平130番地１
債務者　中山　裕文
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３８号
愛知県一宮市大和町苅安賀1158番地２　グリーンライフ苅安賀２―D平松方
債務者　平松　幹夫
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３９号
愛知県一宮市大和町苅安賀1158番地２　グリーンライフ苅安賀２―D平松方
債務者　平松　絹代
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３９８号
京都市右京区西京極北裏町９番地
債務者　高嶋祥嗣こと　高嶋　昭治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係